

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 目的

相次ぐ大規模な自然災害において、個々の小規模事業者が自身の経営や事業の継続をするため、規模の大小を問わず被災した際の影響を減らし、いち早く事後の復旧を目指すことを支援するために、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」により本計画を策定します。

2 現状

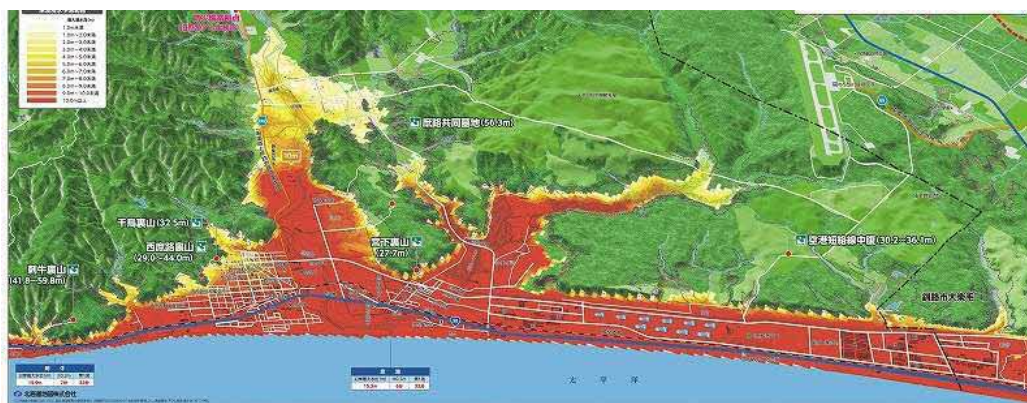
(1) 地域の災害リスク

○地震・津波（出典：白糠町地震・津波ハザードマップ）

【白糠地域津波浸水想定図】



【庶路・西庶路地域津波浸水想定図】



北海道東部の太平洋沖で発生する津波予測は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」により最大約 28mの津波が襲来し、市街地で最大 14.5mの深さで浸水する可能性があるとの内閣が令和 2 年 4 月に想定を発表。地震調査委員会は千島海溝ではマグニチュード 8.8 程度以上が 30 年以内に 7～40%以内で発生し、南海トラフに次いで切迫性が高いと判断されている。

現在、当町の津波浸水想定は、北海道で作成をしているが、平成 24 年に北海道が公表した浸水想定を白糠町地震・津波ハザードマップに表している。津波の最大水位は白糠 17.1m、庶路 15.3m、西庶路 19.9m、第一波到達までの時間は 32 分～33 分と予想されており、自らの命を守る行動として早めの高台避難を呼びかけている。

これまで、白糠町を襲った地震は下表のとおり。

発生年月日	災害の種類・規模	被害状況
昭和 27 年 3 月 4 日	十勝沖地震 M8.2 震度 5	死者 1 名、住家・公共施設等で多数被害発生
平成 5 年 1 月 15 日	釧路沖地震 M7.5 震度 6	全壊 2 戸、半壊 3 戸、負傷者 87 人、住家・公共施設等で多数被害発生
平成 6 年 10 月 4 日	北海道東方沖地震 M8.2 震度 6	津波警報発令、負傷者 10 人、半壊 6 戸、公共施設等多数被害発生
平成 15 年 9 月 26 日	十勝沖地震 M8.1 地震 5	重症 1 名、軽傷 5 名、半壊 4 戸、一部損壊 42 戸、公共施設等多数被害
平成 30 年 9 月 6 日	胆振東部地震 M6.7 震度 3	大規模停電発生 生乳廃棄、小規模事業者 9 店商品被害

(出典:白糠町強靱化計画 令和 2 年 6 月)

○洪水 (出典:白糠町洪水・土砂災害ハザードマップ)

白糠町は茶路川、庶路川の河川沿いに、白糠、庶路、西庶路の市街地が形成されていることから、大津波発生の際は人口の 9 割が集中する市街地が浸水するほか、大雨の際は茶路川の水位が上昇し、洪水、内水氾濫が過去に発生している。

【白糠地域洪水浸水域図】



【庶路・西庶路地域洪水浸水域図】



白糠町における洪水・土砂災害ハザードマップは、平成 31 年 3 月に北海道が作成した「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」に基づいて浸水する範囲を示している。

浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（48 時間の総雨量／茶路川：373 mm、庶路川流域 386 mm）により、各河川の堤防が決壊し、氾濫した場合の浸水状況を予想したものである。

本町の河川で、時間 20 mm の降雨となった際に特に河川氾濫、内水氾濫の危険性が高いのは茶路川である。また、庶路川は上流の庶路ダムにおいて流量調整を行っており、比較的河川水位の上昇は穏やかに推移しているが、平成 28 年には台風、局所的な豪雨により道道が決壊した。

○土砂災害（出典：白糠町洪水・土砂災害ハザードマップ）

北海道が指定する土砂災害警戒区域中、白糠町の東 3 条北 3～5 の地区は急傾斜地の崩壊区域に指定されており、ここには 1 社の小規模事業者がある。

さらに石炭崎、岬地区は急傾斜地の崩壊（特別警戒）区域に指定され、この地区は港が近くにあることから多くの漁業者が居住する区域となっている。

これら地区の小規模事業者の対応が必要とされている。

近年、浸水害や土砂災害を引き起こした台風等の発生状況と防災体制は下表のとおり。

発生年月日	災害種別	避難の状況
平成 28 年 8 月 21 日	台風	避難準備情報・高齢者等避難開始
平成 28 年 8 月 30 日	台風	避難準備情報・高齢者等避難開始
平成 29 年 9 月 18 日	台風	避難準備情報・高齢者等避難開始
平成 30 年 3 月 9 日	大雨・融雪	避難勧告発令
令和 2 年 3 月 10 日	大雨・融雪	避難準備情報・高齢者等避難開始

（出典：白糠町強靱化計画 令和 2 年 6 月）

○感染症対策

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる感染症が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、白糠町対策本部を設置し当該区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

○その他（出典：白糠町強靱化計画 令和2年6月）

・雪害

当町は、比較的積雪が少ない地域であるが、暴風雪となった場合、風倒木や南から塩分を含んだ湿った雪が、通信線、電力線に着氷しその重さ等で断線し、系統停電の事案が発生している。また、一般道における大雪、吹雪による通行止めなどの交通障害から、孤立集落となる地域が想定される。

・火山噴火

雌阿寒岳は頂上部に複数の噴火口があり活発に活動をしている。気象庁が常時観測火山として観測し、2006年12月に小噴火し小規模な融雪による泥流が発生している。噴火活動が記録された直近は2019（平成31）年2月で火山性地震が観測されている。

本町は火山噴火災害における直接的な被害を受ける住居、施設等はないが、阿寒湖畔市街地からの避難者受入れ等の応急対応が必要となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 320人（R2独自調査）
- ・小規模事業者数 301人（H26経済センサス）

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	37	31	町内に広く分散
	製造業	41	36	〃
	卸売業	8	5	〃
	小売業	60	59	市街地に集中
	飲食業	48	47	〃
	サービス業・その他	126	123	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 白糠町の取り組み

年度	事業内容	備考
23	津波指定避難場所整備6箇所、避難場所看板整備	逍遙公園、西庶路、千鳥、白中裏山、上水配水池、刺牛
	災害用排水ポンプ整備	春日ポンプ場
	災害排水ポンプ改修	橋北、JA、植村、庶路川下流
	防災備蓄用資材整備	飲料水、アルファ米等備蓄品
24	防災無線（同報系）整備 基本設計	屋外拡声子局整備
	北海道総合行政情報ネットワーク更新	北海道防災システム一式
	防災備蓄用資材整備	飲料水、アルファ米等備蓄品
	地震・津波ハザードマップ作成	5,000部

25	津波指定避難場所等実施設計	茶路2号、配水池、石炭崎、宮下、庶路3号線、共同墓地
	防災無線（同報系）整備事業実施設計	町内40箇所
	津波地盤高表示板	100箇所
	津波指定避難場所整備工事 6箇所	茶路2号、配水池、石炭崎、宮下、庶路3号線、共同墓地
	防災備蓄用資材整備	茶路2号指定避難場所用コンテナ他
26	防災無線（同報系）整備	簡易中継局、拡声子局、監視カメラ他
	防災備蓄用資材整備	備蓄用コンテナ2基、段ボールベット100セット
27	防災無線（同報系）整備	拡声子局庶路地域
	防災広報車整備	
28	無人空撮機（ドローン）整備	災害対応用2基
	防災備蓄用資材整備	飲料水、アルファ米等備蓄品
	防災教育事業（ちびっ子ワンデー）	防災教育事業
29	防災情報等支援業務	気象コンサルタント（ウェザーニューズ）
	Jアラート受信機更新	
	防災教育事業（ちびっ子ワンデー）	防災教育事業
	防災備蓄用資材整備	飲料水、アルファ米等備蓄品
	全国町村会災害対策費用保険	防災体制拡充・応急対応
30	防災教育事業（ちびっ子ワンデー）	防災教育事業
	防災備蓄用資材整備	飲料水、アルファ米等備蓄品
	防災情報等支援業務	気象コンサルタント（ウェザーニューズ）
	全国町村会災害対策費用保険	防災体制拡充・応急対応
01	防災教育事業（ちびっ子ワンデー）	防災教育事業
	防災備蓄用資材整備	飲料水、アルファ米等備蓄品
	全国町村会災害対策費用保険	防災体制拡充・応急対応
	ハザードマップ（洪水）/本部用マップ作成	5000部
	防災備蓄用資材整備	可搬型発電機*4/蓄電池*2
	防災情報等支援業務	気象コンサルタント（ウェザーニューズ）
	全国町村会災害対策費用保険	防災体制拡充・応急対応
	津波・洪水シミュレーションCG映像制作	防災啓発用
	冬季夜間防災訓練	町主催防災訓練
	防災行政無線（戸別受信機）整備事業実施計画委託	全戸配布
津波避難場所等整備事業実施設計委託	白中裏山津波指定避難場所拡充	
02	防災教育事業（ちびっ子ワンデー）	防災教育事業
	防災備蓄用資材整備（飲料水、食糧他）	飲料水、アルファ米等備蓄品
	全国町村会災害対策費用保険	防災体制拡充・応急対応
	防災情報等支援業務	気象コンサルタント（ウェザーニューズ）
	災害資材運搬車整備	災害用2トントラック
	冬季夜間防災訓練	町主催防災訓練
	戸別受信機整備	全戸配布
	津波避難場所等整備	白中裏山津波指定避難場所拡充
25～30 庶路学園・庶路こども園改築（高台移転）		
30～03 白糠消防庁舎改築		

2) 当商工会の取り組み

項目	年月	備考
防災備品の確認	R2.10	防災備品リストの作成、懐中電灯の電池確認
事業継続計画について周知	R2.11	小規模事業者への周知並びに町と連携しリスク啓発ポスター掲示
防災備品の備蓄	R2.11	町と連携し事業所への戸別受信機配備（ラジオ機能付き）

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時、緊急時の対応と推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・地区内小規模事業者、特に接客を伴う飲食店等の感染症対策が十分になされていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・緊急時に必要な対応の円滑化を図るため、具体的な対応マニュアルを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業種	商工業者数 (独自調査)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	37	31	5	5	5	3	3
製造業	41	36	3	3	3	4	4
卸売業	8	5	1	0	1	0	1
小売業	60	59	2	3	2	3	2
飲食業	48	47	2	2	2	2	2
サービス業・その他	126	123	2	2	2	3	3
合計	320	301	15	15	15	15	15

※ 策定目標は目指すべき数値であり、特に発災後の復旧支援に関わる土木・建設業者を優先する。概ね3期で全ての小規模事業者が策定できるよう設定し、目標によらず事業者が主体的に策定を行うことを妨げず積極的支援を行う。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクの認識をさせ計画策定の重要性を周知	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回

連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回
---------	--	--------	-----

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

白糠町	白糠町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償などの損害保険・共済加入等）について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携する保険会社を選定した中で、保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自調査)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	37	31	5	5	5	3	3	5	5	5	3	3
製造業	41	36	3	3	3	4	4	3	3	3	4	4
卸売業	8	5	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
小売業	60	59	2	3	2	3	2	2	3	2	3	2
飲食業	48	47	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
サービス業・その他	126	123	2	2	2	3	3	2	2	2	3	3
合計	320	301	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
(年1回開催)

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・当商工会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、備品、商品等）の算出方法について、あらかじめ確認しておく。

(2) 発災後の対策

- ・発災後の対策は「非常時優先業務計画」によるが、原則は、発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。
そのうえで、次の手順で会員の安否確認のほか、所管施設並びに各事業者の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

- ・人命救助に関する業務を最優先とする。
- ・非常時優先業務計画を発動した時は、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止する。
- ・非常時優先業務に必要な資源の確保は、状況を勘案しながら調整する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に当会職員とその家族の安否確認を行う。このため別途、緊急時連絡網を定めておく。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな災害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・白糠町地域防災計画により設置される町災害対策本部（経済対策班）との連携を図りながら非常時優先業務を遂行する。
また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤し「災害対策班」を立ち上げる。

・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的に災害が発生し、甚大な被害の発生が予想された場合、又は発生した場合。 ・町内に震度6弱以上の地震、又は大津波警報が発生されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的に災害が発生し、被害の発生が予想された場合、又は発生した場合。 ・町内に震度5弱又は5強の地震又は津波警報が発表されたとき 	事務局長 経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員 補助員

・町災害対策本部との定例報告会議は以下のとおりとする。

発災後～1週間	1日に3回程度開催し情報共有する
1週間～2週間	1日に2回程度開催し情報共有する
2週間～4週間	1日に1回程度開催し情報共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度開催し情報共有する

・非常時優先業務計画

業務実施 目標時間	非常時優先業務 (一定程度は実施が必要な業務)	担当	業務数 (全体で10)			必要な 職員数
			応急	通常	合計	
3時間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策班の体制確立 ・所管施設の被害調査 ・町災害対策本部との連絡調整 ・上部組織(連合会等)との連絡調整 	事務局長 経営指導員 補助員	10	0	10	4人
	通常業務	緊急業務優先				
24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の安否確認(速報) ・各事業者の被害調査(速報) ・各事業者からの相談対応 △町災害対策本部との連絡調整 △上部組織(連合会等)との連絡調整 	同上	8	2	10	6人
	通常業務	緊急業務優先				
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> △各事業者の被害状況取りまとめ(速報) △会員の安否確認(速報) △町災害対策本部との連絡調整 △上部組織(連合会等)との連絡調整 △各事業者からの相談対応 	同上	8	2	10	6人
	通常業務	他全職員				
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の災害復旧作業 ・各事業所の復旧作業支援 △各事業者の被害状況取りまとめ(中間) △町災害対策本部との連絡調整 △上部組織(連合会等)との連絡調整 	同上	6	4	10	6人

	通常業務	△各事業者からの相談対応 ・商工会に係る業務	全職員				
1 カ 月 以 内	応急業務	・各事業所の事業活動支援 △各事業所の復旧作業支援 △各事業者の被害状況取りまとめ（中間） △町災害対策本部との連絡調整 △上部組織(連合会等)との連絡調整 △各事業者からの相談対応	同 上	5	5	10	6人
	通常業務	△商工会に係る業務	全職員				

(注1)通常業務の選定にあたっては、より実態に則したもので検討する。

(注2)各目標時間における業務は、単に着手または完了することを意味するのではなく、一定程度の実施が望まれるという観点及び必要性の視点で選定する。

(注3)再掲の業務の頭に△を付ける。

ウ. 対策拠点

発災時における商工会災害対策班の設置場所は「白糖振興センター（2F）」となる。振興センターは昭和57年以降の建築基準により建設され耐震が担保されていること、また、津波浸水被害については、2階までの浸水が想定され、被災状況に応じて可能な限り3階以上に対策班を設置できるよう代替の対策拠点候補を準備することとする。その他、電力や通信等のライフライン供給が途絶えた場合や、一般電話回線、携帯電話回線等の通信手段は不通となる事態を想定しておき、非常用電力並びに通信手段等の確保を平時から備えておく必要がある。

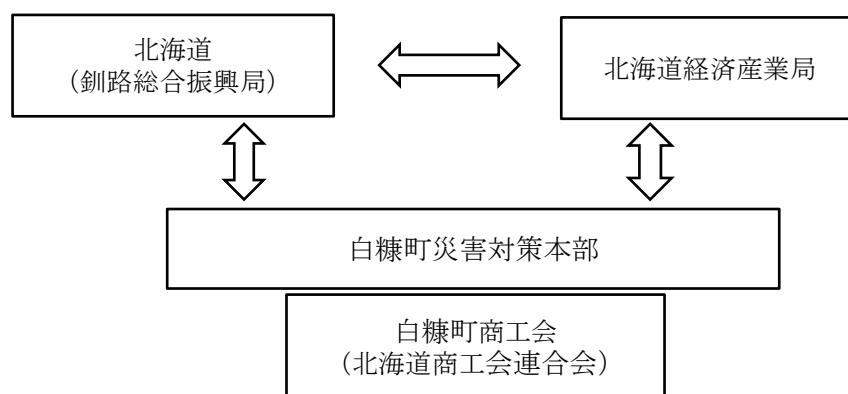
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事について決める。
- ・当商工会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、備品、商品等）の算出方法について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告する他、別途指示があった方法にて報告する。

(被害状況確認報告書様式)

被害記録報告（報告期日： 月 日 : ）					
報告者： _____					
災害発生日：					
No 被害確認日	業種 分類	事業所名	住所	被害額	被害状況(詳細を記載)

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

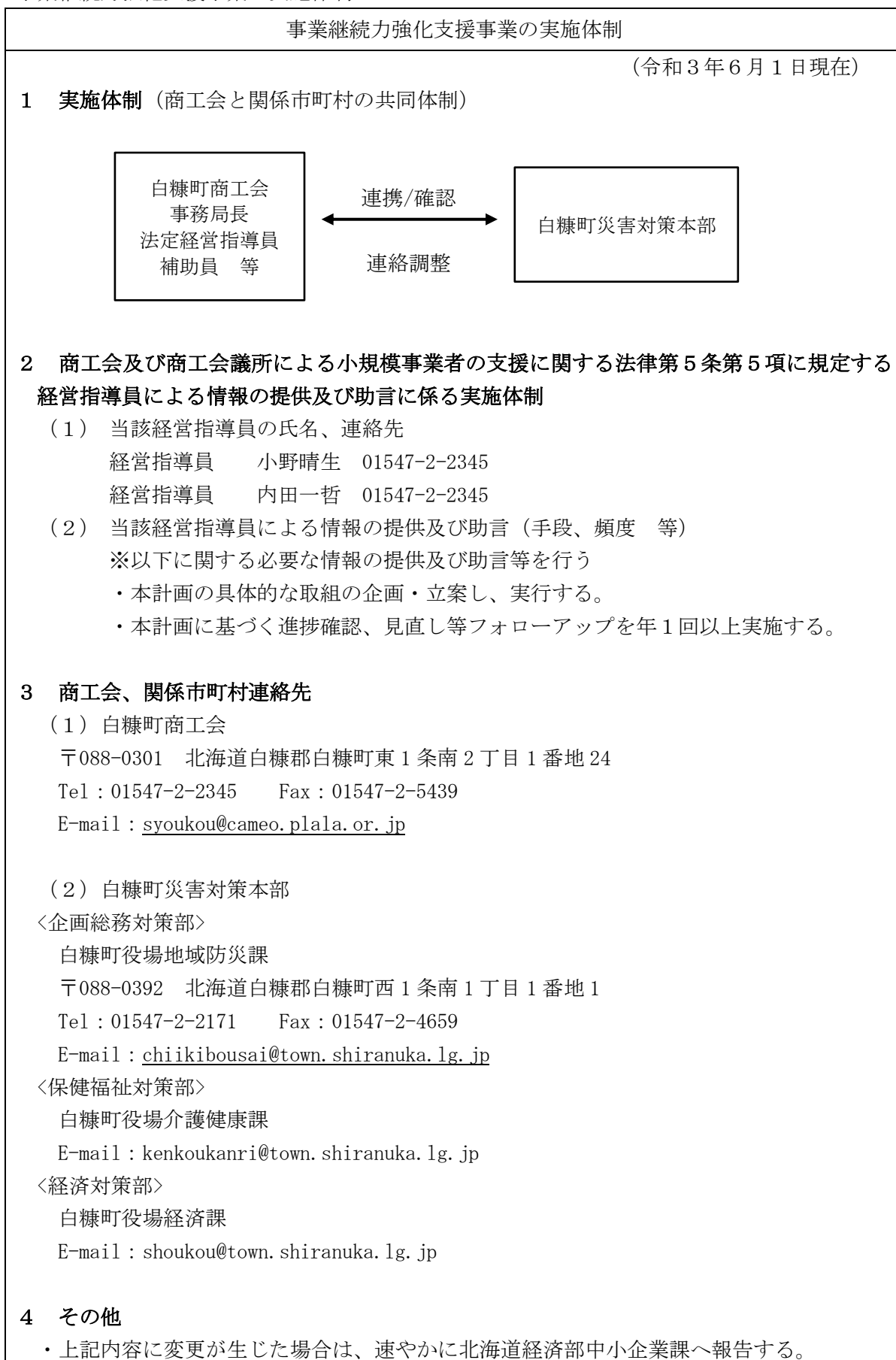
- ・当町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域（広域連携商工会等）からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、白糠町・白糠町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	370	370	370	370	370
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、白糠町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。